

## ムーディーズ・ジャパン株式会社 格付提供方針等

### 1. 付与した信用格付に係る公表の方法及び内容

ムーディーズ・ジャパン株式会社(「当社」)は、信用格付のプレスリリースを作成し、その付与後遅滞なく当社ウェブサイト内の無償サイトへ公表するものとする。当該プレスリリースにおいては、以下に定める事項について記載するものとする。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、下記(v)に定める事項のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第307条第2項第1号又は第2号に掲げる者の氏名又は名称に代えて、同項第1号又は第2号に掲げる者の業種、規模及び所在する地域並びに公表しない合理的な理由を記載することができるものとする。

- (i) 当社の商号及び登録番号並びに当社に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容
- (ii) 信用格付を付与した年月日
- (iii) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者の氏名
- (iv) 信用格付の付与に当たり採用した格付付与方針で示される信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準、信用格付の付与に係る方法の概要(重要なものに限る。)、及び信用格付の対象となる事項の概要
- (v) 格付関係者の氏名又は名称
- (vi) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨
- (vii) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報(信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。)を入手したか否かの別
- (viii) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由
- (ix) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明(信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。)
- (x) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項
  - (イ) 当該情報の概要
  - (ロ) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要
  - (ハ) 当該情報の提供者
- (xi) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - (イ) 損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報
  - (ロ) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示(当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。)
- (xii) その他当社が必要又は適切と考える事項

## 2. 格付行動に係る公表の時期

当社は、信用格付の付与及び更新と実務的に可能な限り同時又は遅滞なく、信用格付の付与又は更新について記載するプレスリリースを当社ウェブサイトにおいて公表する。

## 3. 付与した信用格付の取下げ

付与した信用格付の撤回に関しては、遅滞なく行い、信用格付の取下げをWR（「Withdrawn Rating」を意味する。）という記号で表示する。当社は、取り下げられた信用格付に、取下げ時点の信用力に対する当社の見方を反映させる。信用格付の取下げの理由としては、(i)情報が不十分である場合、(ii)発行体又は債務者のデフォルト、倒産、再編、清算が発生した場合、(iii)ビジネス上の理由から取下げが必要となる場合、(iv)債務の償還があった場合、などがある。

## 4. その他

当社プレスリリースにおいて、信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行わないようにする。